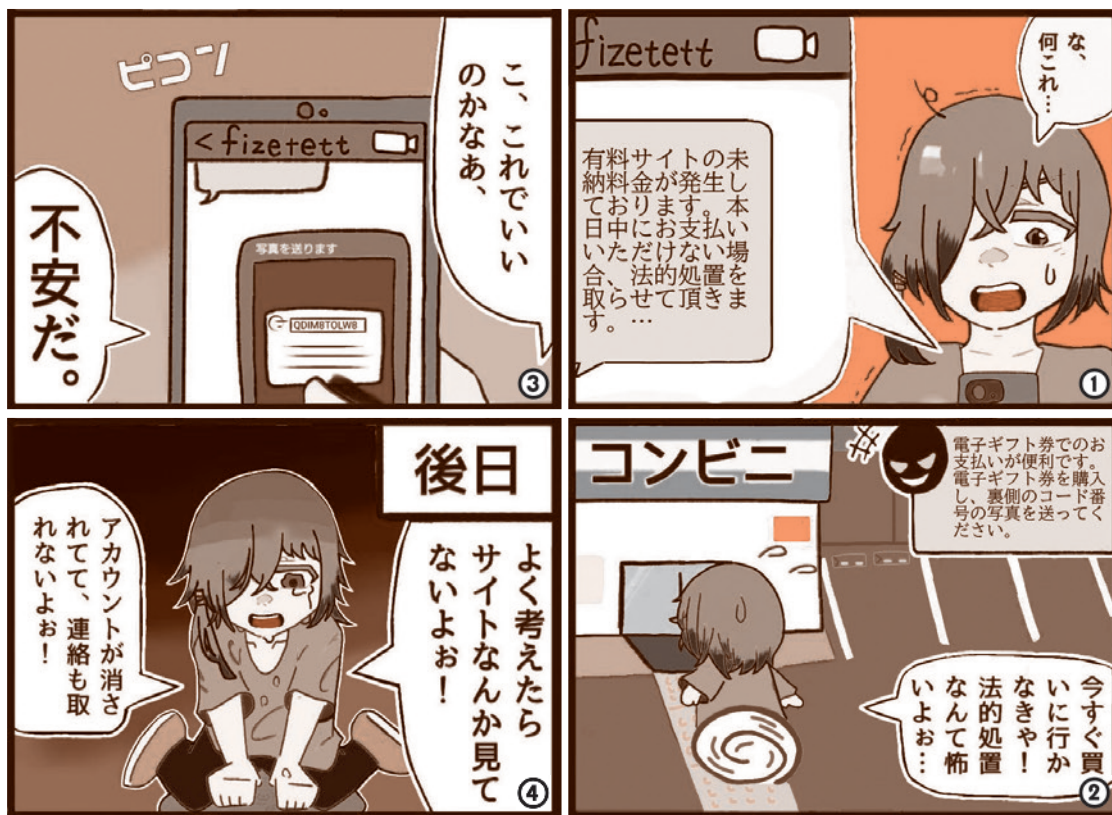




身に覚えのない請求に注意！

「身に覚えのない請求を受けているが、どうしたらよいか？」という相談が、消費生活センターに寄せられています。年代関係なく誰もが狙われやすい手口です。身に覚えのない請求がきた場合は、慌てず落ち着いて対処しましょう。



© 朝霞西高等学校漫画研究部
PN：春紫苑、decoi、ココア

架空請求の手口とは？

- ・事業者や公的機関などをかたり、「未払い金がある」、「有料サイトの利用料金が未納」と電子メールやSMS、電話、ハガキ等さまざまな方法で連絡が来る。
- ・「法的措置」、「裁判」などの言葉で不安をあおり、返信させるように仕向ける。
- ・近年ではコンビニで電子ギフト券を購入し、支払うように指示されることが多い。
電子ギフト券はコンビニで24時間いつでも購入できることから、口座に振り込ませたり、キャッシュカードの情報をだまし取るよりも手軽で証拠が残りにくいので、このような手口が増えています。



消費者へのアドバイス

- ☑ **身に覚えのない請求に返信、連絡をしない！**
不安な場合は、請求元の本来の電話番号に問い合わせるか、公式ホームページなどを確認しましょう。
- ☑ **URLや添付ファイルをクリックしない！**
- ☑ **他人から言われて電子ギフト券を購入したり、裏面のカード番号を伝えたりしない！**
事業者や公的機関などが「未納料金などの支払い」の名目で電子ギフト券を購入させることはありません。
- ☑ **すぐにお金を支払わない！**
一度支払ったお金を取り戻すのは非常に困難です。また、一度支払うと繰り返し請求されることがありますので、安易に支払うのはやめましょう。



PN：小豆とうふ

少しでも不安に思ったら1人で悩まず、お早めに消費生活センターにご相談ください！

【相談日】月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日除く） 午前10時～正午、午後1時～4時

【場所】消費生活センター（市役所別館4階 48番窓口）

【電話】463-1111（内線2256）

契約に関するトラブル（商品の定期購入、賃貸借物件の退去トラブルなど）、
靈感商法、多重債務などの相談を受け付けています。

